

国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化 に関する指定都市市長会提言

今後、人口減少・少子超高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少によって、自治体における財源確保が困難になる中で、公共サービスを確実に実施していくためには、ＩＣＴの活用による行政事務手続きの効率化を図ることなどが重要である。

税務事務については、国及び各自治体において、国税・地方税等の情報連携や電子化に向けた取組が行われているが、十分に浸透しておらず、いまだデータ入力や調査等の煩雑な事務作業が生じている。

また、税務システムの共同化・クラウド化に関する研究も進められており、税務システムの標準化・共通化は事務の効率化に資すると考えられるが、指定都市においては行政区制度や膨大な処理件数等、特有の課題が多い。

そこで、実現に向けては指定都市自ら具体的な検討を進めていく必要があると考えている。

上記の現状を踏まえ下記のとおり提言する。

記

- 1 国・都道府県・市区町村が保有する税情報に関する情報連携の拡大と電子化の更なる推進を図ること。
- 2 税務システムの標準化・共通化の検討を進めるに当たって、助言・協力及び財政的な支援を行うこと。

平成30年12月26日
指 定 都 市 市 長 会